

佐賀県訓令甲第11号

健康福祉部
各保健福祉事務所
各保健所

保健福祉事務所処務規程（平成18年佐賀県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(保健福祉事務所長の専決事項)</p> <p>第2条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(95)の2 略</p> <p>(95)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第4項の規定による検査の実施に関すること。</p> <p>(96)・(96)の2 略</p> <p>(96)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の2の規定による<u>医療関係者</u>への協力の要請に関すること。</p> <p>(96)の4～(102)の4 略</p> <p>(102)の5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第1項（同法第50条第2項において準用する<u>場合を含む。</u>）の規定による検体又は感染症の病原体の提出命令に関すること。</p> <p>(102)の6～(102)の9 略</p>	<p>(保健福祉事務所長の専決事項)</p> <p>第2条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(95)の2 略</p> <p>(95)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第5項の規定による検査の実施に関すること。</p> <p><u>(95)の4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第8項の規定による命令に関すること。</u></p> <p>(96)・(96)の2 略</p> <p>(96)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の2第1項及び第2項の規定による<u>医療関係者等</u>への協力の要請及び勧告に関すること。</p> <p>(96)の4～(102)の4 略</p> <p>(102)の5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第1項の規定による検体又は感染症の病原体の提出命令に関すること。</p> <p>(102)の6～(102)の9 略</p>

改正前	改正後
<p>(103) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条から第31条までの規定による命令、措置、制限、禁止及び市町に対する指示に関すること。</p> <p>(104)・(105) 略</p> <p>(106) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第5項及び第6項（同法第23条（同法第26条において準用する場合を含む。）、第44条の7第9項、第45条第3項及び第49条において準用する場合を含む。）並びに第36条第1項及び第2項（同法第50条第5項において準用する場合を含む。）の規定による書面による通知及び書面の交付に関すること。</p> <p>(107)～(114) 略</p> <p>(115) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第50条第1項の規定によりみなして適用される同法第26条の3第1項及び第3項、第26条の4第1項及び第3項、第27条から第31条まで並びに第35条第1項の規定による措置の全部又は一部の実施に関すること。</p> <p>(116)～(163) 略</p> <p>(164) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第26条第1項の規定による食品、添加物、器具又は容器包装の検査命令に関すること。</p> <p>(165) 食品衛生法第28条第1項（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収、臨検、検査及び収去に関すること。</p>	<p>(103) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条から第32条までの規定による命令、措置、制限、禁止及び市町に対する指示に関すること。</p> <p>(104)・(105) 略</p> <p>(106) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第10項及び第11項、第16条の3第5項及び第6項（同法第23条（同法第26条において準用する場合を含む。）、第44条の7第9項、第45条第3項及び第49条において準用する場合を含む。）並びに第36条第1項及び第2項（同法第50条第5項において準用する場合を含む。）の規定による書面による通知及び書面の交付に関すること。</p> <p>(107)～(114) 略</p> <p>(115) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第50条第1項の規定によりみなして適用される同法第26条の3第1項及び第3項、第26条の4第1項及び第3項、第27条から第32条まで並びに第35条第1項の規定による措置の全部又は一部の実施に関すること。</p> <p>(116)～(163) 略</p> <p><u>(163)の2 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第8条第1項の規定による指定成分等含有食品に係る情報の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(164) 食品衛生法第26条第1項の規定による食品、添加物、器具又は容器包装の検査命令に関すること。</p> <p>(165) 食品衛生法第28条第1項（同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収、臨検、検査及び収去に関すること。</p>

改正前	改正後
<p>(166) 略</p> <p>(167) <u>食品衛生法第52条の規定による営業許可に関すること。</u></p> <p>(168) <u>食品衛生法第53条第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(169) <u>食品衛生法第54条（と畜場又は食鳥処理場内において同法第6条、第9条、第10条及び第11条第2項の規定に違反した場合における処置命令に関する事項を除く。）</u>、<u>第55条及び第56条（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による処置命令、営業の許可の取消し並びに営業の禁止及び停止に関すること。</u></p> <p>(170) 略</p> <p>(171) <u>佐賀県食品衛生条例（昭和34年佐賀県条例第9号）第2条の規定による営業許可に関すること。</u></p> <p>(172) <u>佐賀県食品衛生条例第4条の2第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(173) <u>佐賀県食品衛生条例第7条の規定による整備改善の命令並びに営業の禁止及び停止に関すること。</u></p> <p>(174) <u>食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則（平成12年佐賀県規則第29号）第13条の規定による営業の廃止の届出の受理</u></p>	<p>(166) 略</p> <p>(167) <u>食品衛生法第55条の規定による営業許可に関すること。</u></p> <p>(168) <u>食品衛生法第56条第2項（同法第57条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>(168)の2 食品衛生法第57条第1項の規定による営業届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>(168)の3 食品衛生法第58条第1項の規定による営業者の自主回収の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(169) <u>食品衛生法第59条（と畜場又は食鳥処理場内において同法第6条、第10条、第12条並びに第13条第2項及び第3項の規定に違反した場合における処置命令に関する事項を除く。）</u>、<u>第60条及び第61条（同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による処置命令、営業の許可の取消し並びに営業の禁止及び停止に関すること。</u></p> <p><u>(169)の2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(170) 略</p> <p><u>(171)から(173)まで 削除</u></p> <p>(174) <u>食品衛生法施行規則第71条の2の規定による廃業の届出の受理に関すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>に関すること。</p> <p><u>(175) 食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則第15条の規定による食品衛生責任者の設置及び変更の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(175)の2 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）第7条第1項第1号から第3号まで（食品表示法（平成25年法律第70号）第7条の規定による公表に係る部分を除く。）<u>及び第4号から第7号までに掲げる事務（同項本文の規定に基づき知事が行うこととされた事務に限る。）</u>に関すること。</p> <p>(175)の3 略</p> <p>(176)～(200)の8 略</p> <p>(201) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条及び第12条第3項（同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び<u>第18条の31第2項</u>の規</p>	<p><u>(175) 削除</u></p> <p>(175)の2 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）第7条第1項第1号から第3号まで（食品表示法（平成25年法律第70号）第7条の規定による公表に係る部分を除く。）<u>第4号から第6号まで、第7号（同法第10条の2第2項の規定による公表に係る部分を除く。）及び第8号</u>に掲げる事務（同令第7条第1項本文の規定に基づき知事が行うこととされた事務に限る。）に関すること。</p> <p>(175)の3 略</p> <p><u>(175)の4 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定による輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第4条第1号の衛生証明書に限る。）の発行及び同法第38条第5項の規定による当該輸出証明書の発行の取消しに関すること。</u></p> <p><u>(175)の5 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定による適合施設の認定の申請の受理に関すること。</u></p> <p><u>(175)の6 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第38条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</u></p> <p>(176)～(200)の8 略</p> <p>(201) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条及び第12条第3項（同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び<u>第18条の36第2項</u>の規</p>

改正前	改正後
<p>定において準用する場合を含む。)、第17条の5第1項、第17条の6第1項、第17条の7第1項、第18条第1項及び第3項、第18条の2第1項、第18条の6第1項及び第3項、第18条の7第1項、<u>第18条の15第1項及び第2項、第18条の23第1項、第18条の24第1項並びに第18条の25第1項の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(202) 大気汚染防止法第9条、第17条の8、第18条の8及び<u>第18条の26</u>の規定による計画変更命令及び計画廃止命令に関すること。</p> <p>(203) 大気汚染防止法第10条第2項(同法第17条の13第1項、第18条の13第1項及び<u>第18条の31第1項</u>の規定により準用する場合を含む。)の規定による実施の制限の期間短縮に関すること。</p> <p>(204)～(206) 略</p> <p>(207) 大気汚染防止法<u>第18条の16</u>の規定による計画変更命令に関すること。</p> <p>(208) 大気汚染防止法<u>第18条の19</u>の規定による作業基準適合命令及び作業の一時停止命令に関すること。</p> <p>(208)の2 大気汚染防止法<u>第18条の29第1項</u>の規定による改善勧告等及び同条第2項の規定による改善命令等に関すること。</p> <p>(208)の3～(248) 略</p> <p><u>(249) 佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則(平成15年佐賀県規則第11号)第27条の規定による受理書の交付に関すること。</u></p> <p>(250)～(299) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>定において準用する場合を含む。)、第17条の5第1項、第17条の6第1項、第17条の7第1項、第18条第1項及び第3項、第18条の2第1項、第18条の6第1項及び第3項、第18条の7第1項、<u>第18条の17第1項及び第2項、第18条の28第1項、第18条の29第1項並びに第18条の30第1項の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(202) 大気汚染防止法第9条、第17条の8、第18条の8及び<u>第18条の31</u>の規定による計画変更命令及び計画廃止命令に関すること。</p> <p>(203) 大気汚染防止法第10条第2項(同法第17条の13第1項、第18条の13第1項及び<u>第18条の36第1項</u>の規定により準用する場合を含む。)の規定による実施の制限の期間短縮に関すること。</p> <p>(204)～(206) 略</p> <p>(207) 大気汚染防止法<u>第18条の18第1項及び第2項</u>の規定による計画変更命令に関すること。</p> <p>(208) 大気汚染防止法<u>第18条の21</u>の規定による作業基準適合命令及び作業の一時停止命令に関すること。</p> <p>(208)の2 大気汚染防止法<u>第18条の34第1項</u>の規定による改善勧告等及び同条第2項の規定による改善命令等に関すること。</p> <p>(208)の3～(248) 略</p> <p><u>(249) 削除</u></p> <p>(250)～(299) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第95号の3の改定規定、同号の次に1号を加える改正規定、同項第96号の3、同項第102号の5、同項第103号、同項第106号及び同項第115号の改正規定、同項第163号の次に1号を加える改正規定、同項第164号の改正規定、同項第169号の改正規定（「第9条、第10条及び第11条第2項」を「第10条、第12条並びに第13条第2項及び第3項」に改める部分に限る。）並びに同号の次に1号を加える改正規定は公布の日から、同項第165号、同項第167号及び同項第168号の改正規定、同号の次に2号を加える改正規定、同項第169号の改正規定（「第9条、第10条及び第11条第2項」を「第10条、第12条並びに第13条第2項及び第3項」に改める部分を除く。）並びに同項第171号から第175号の2までの改正規定は令和3年6月1日から施行する。